

令和6年度 第1回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会  
議事録

開催日時：令和6年9月2日（月）15:00～17:00

場 所：Web 会議

【議題】

- (1) 支援証明書制度の検討状況について
- (2) その他インセンティブ施策の検討状況について

【資料】

- ・ 議事次第・出席者名簿
- ・ 資料1 支援証明書制度の検討について
- ・ 資料2 その他インセンティブ施策の検討状況について
- ・ 参考資料 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に係る検討状況について

【議事】

1. 開会

- 事務局・玉谷 定刻になりましたので、ただいまより「令和6年度 第1回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」を開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、アビームコンサルティング株式会社の玉谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日の検討会につきましてはWEB会議での開催となっており、委員の皆さまはオンラインで御出席いただいております。また、本日の検討会は公開させていただいており、傍聴の方がいらっしゃることを予めご承知おきください。本会議においては、委員、オブザーバーの皆さまは、御発言の際は挙手ボタンにてお知らせいただくか、一声おかけください。会議中は、ハウリング等防止のため、基本的にミュートとしていただき、御発言の際はミュートを解除してからお話しください。また、チャットの使用を控えていただき、お時間が許す限りは口頭での御発言をお願いいたします。傍聴の皆さまは御発言いただくことはできませんので御了承ください。

続きまして、お手元の資料の確認ですが、議事次第に記載の「資料一覧」につきまして、不足の資料がございましたら事務局にお知らせ下さい。なお、環境省HPにおいても本日の資料を公開しておりますので、傍聴の皆様はそちらをご参照ください。

始めに、7月に環境省の人事異動がありましたため、新たに着任した幹部3名について紹介いたします。植田明浩自然環境局長です。飯田博文大臣官房審議官です。番匠克二自然環境計画課長です。

続きまして、出席者をご紹介させていただきます。

国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長の角谷拓委員です。

- 角谷座長 角谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・玉谷 三井住友信託銀行株式会社 サステナビリティ推進部 Technology Based Finance チーム 担当部長の後藤文昭委員です。
- 後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・玉谷 経団連自然保護協議会 事務局長の酒向里枝委員です。
- 酒向委員 酒向でございます。よろしくお願いいたします。

- 事務局・玉谷 神戸大学・大学院人間発達環境学研究科 教授の佐藤真行委員です。
- 佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 公益財団法人日本自然保護協会ネイチャーポジティブタスクフォース 室長の高川晋一委員です。
- 高川委員 高川でございます。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 名古屋市役所 環境局 環境企画課 担当課長（生物多様性に係る企画調整）の土屋佳弘委員です。
- 土屋委員 土屋です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 MS&ADインシユアランスグループホールディングス サステナビリティ推進部 TNFD 専任 SVP/MS&ADインターリスク総研 基礎研究部 基礎研究グループ 上席フェローの原口真委員です。
- 原口委員 原口です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 慶應義塾大学経済学部 准教授の森田香菜子委員です。
- 森田委員 森田です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 議事次第にございますように、事務局のほか、関係省庁からもオブザーバー参加いただいております。  
 それでは、ここからの進行は角谷座長にお願いいたします。角谷座長どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議事

### (1) 支援証明書制度の検討状況について

- 角谷座長 引き続き、座長を務めさせていただきます角谷です。よろしくお願いいたします。本日ですけれども、先日行われたワーキンググループの議論を踏まえて、支援証明書の特に設計に関わる部分、あるいはこれから試行運用されますが、そこに向けてどういう点を普及拡大するときに気をつけなくてはいけないか、どのようにできるかという点が主な議題だと考えております。それでは議事次第に沿って進めたいと思います。議事1の「支援証明書制度の検討状況について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。
- 菊池室長補佐 環境省生物多様性主流化室の菊池と申します。委員の皆様、本日はよろしくお願いいたします。  
 それでは資料1、支援証明書制度の検討状況について説明いたします。本日の説明構成は、最初にこれまでの検討状況および本日の論点を説明します。次に支援証明書の検討状況について、記載内容や発行イメージ、運用ルール等についての御説明をします。最後に、実際今年度を実施する試行運用のスケジュールなどの概要、その他参考情報の順で御説明いたします。  
 まず、1つ目、これまでの検討状況および本日の論点です。まず、支援証明書制度のおさらいでございます。支援証明書制度とは、自らが土地を有しない場合においても、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援を行った場合に、国が支援証明書を発行するという制度でございます。令和4年度より検討会を設けて検討を開始し、その下部組織として昨年度からワーキンググループを設置して、TNFDの情報開示等への活用の観点について議論を深めながら、昨年度はモデル的試行を実施いたしました。  
 4ページ目です。改めて、ワーキンググループの委員はご覧のとおりです。令和6年度に入り、支援証明書試行ワーキンググループとして、6月と8月に2回議論を行いました。  
 5ページ目です。令和6年度の検討スケジュールの概要です。今年度も検討会3回、ワーキングを4回実施することを予定しております。今年度の直近のマイルストーンとしては、本日の検討会が9月2日ですけれども、これが終わり以降、9月から支援証明書の試行運用開始を予定しております。本日はこの試行運用開始を踏まえて、御意見をいただければと考えております。

6 ページ目です。また、前回の検討会は3月でしたので、その後の動きといたしまして、令和6年度4月に、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律が成立しており、令和7年度4月より施行予定です。これまで、自然共生サイトとして、環境省が独自に認定していたものを、より促進するため、法制化されたものです。自然共生サイトは、生物多様性の価値が保たれている場の認定でございましたが、今後は、同法律に基づき、生物多様性の維持・回復・向上に資すると認定された活動も含まれることとなりました。そのため、支援証明書制度においては、同法に基づき、認定された活動への支援も発行対象として、検討を進めていくこととしました。

7 ページ目です。参考として、自然共生サイトと新しい法律の違いについてまとめております。

8 ページ目です。支援証明書の発行に必要な検討事項をフロー形式に沿って整理しております。9月の支援証明書申請受付開始までに必要な検討事項を赤枠で整理しております。申請書の様式や記載要領、証明範囲の明確化、更新・失効の考え方などを、今年度の6月、8月の第1回、2回のワーキンググループで議論を進めてまいりました。この中で、申請手数料については、審査に係る人件費等を考慮し、10万円とすることとしております。さらに、次ページ以降で第1回、第2回のワーキングで行われた主な論点と検討方針についてまとめております。

9 ページ目です。第1回ワーキンググループでは、主に2つの論点について御意見をいただきました。支援証明書における環境省の証明範囲と、企業版ふるさと納税や基金などを経由した支援を発行対象とすることについてです。まず、証明範囲について、支援した自然共生サイトまたは活動計画の情報、支援内容およびロジックモデルを証明範囲としました。その証明方法は、インプット（支援）された事実の証憑は必須として、アクティビティ（活動）は基本的には証憑を求めるものの必須とはしないという整理をいたしました。その理由は、インプットがなされてすぐにアクティビティが行われない場合もあるため、そのような場合は支援の継続性とトラブル回避の観点から事業計画の提出をいただくこととしました。さらに、ロジックモデルについては、法に基づく自然共生サイト、および活動計画の認定内容と整合が取れていることを確認することにより、アウトカムの確からしさを担保するという方針で、おおむね合意が得られました。一方、2つ目の間接的な支援については、発行パターンなどについて、第2回に引続き詳細に議論しております。

10 ページ目です。第2回のワーキンググループでは、主に3つの論点について御意見をいただきました。間接的な支援については引続き議論を行い、インプットからアクティビティの資金の流れを証明できることなどの発行条件を設けることで、間接的なパターンも発行対象とすることができるのではないかと整理をおおむね確認できました。2つ目の支援証明書を投資家向けの情報開示に活用する際のポイントについては、リテラシーの向上に資するよう表現をより工夫することや、3つ目の支援証明書の有効期間および更新・失効の考え方については、取消規定や記載事項の変更の考え方などを整理すべきということ、一部検討事項が残っております。

11 ページ目です。以上の議論を踏まえて、本日の検討会における論点を以下の6つで整理いたしました。1、3、4、5が主な論点として、特に御意見をいただきたい事項でございます。括弧で御報告事項としている2、6につきましては、どちらかという御報告主体の内容にはなりますが、何かお気づきのことがございましたら、御意見いただければ幸いです。これらの論点に沿って、次のページから、支援証明書の検討状況と、試行運用の概要等について説明させていただきます。

13 ページ目です。支援証明書の検討状況における証明範囲についてです。令和5年度の検討会では、環境省が支援内容を証明することは意味があるとの御意見をいただいた一方で、支援証明書で国が証明する範囲を明らかにする必要があることや、ロジックモデルの有り版、無し

版の違いが分かりにくいといった御意見をいただきましたので、整理をし直したところです。まず、ロジックモデルの作成は、前回検討会時点では作成を任意としておりましたが、確認にかかる事務手続きがさほど変わらないことや、ロジックモデルを整理することの意義、重要性について再整理したところ、本紙の他項目とともに必須項目とすることが妥当ではないかと考えております。支援証明書の証明範囲としましては、下の本紙、別紙の表にありますように、支援したサイトの情報、支援内容としてインプット、どのような支援を行ったのか、何に使われたのかというアクティビティ、そして支援実施日または期間、インプットからアウトカムに至るまでのロジックモデルまでを証明範囲といたしました。それ以外は任意の特記事項として、別紙に分けることとしました。

14 ページ目です。証明範囲についてのイメージをお示ししたものです。本紙による証明範囲は、インプットの事実およびアクティビティに活用された、またはされることの実事と整理しております。その後のアウトプット・アウトカムについては、右下の図の青矢印にございますように、増進法の中で認定された活動計画において、アウトプット・アウトカムを見据えた活動内容を記載することになっておりますので、支援証明書の方では、インプットとアクティビティが法律に基づく活動計画に沿っているものであるということを確認することで、まだ支援に伴う実績が出ていない段階においても、アウトカムにつながるという確からしさのある程度担保できるのではないかと考えております。なお、法律において、自然共生サイト等の活動主体は、その活動計画が認定された後も定期的にその価値の維持がされているかということ、定期的にモニタリングすることとされておりますので、アウトプット、アウトカムがどうなっているかについては、そちらで簡易的に把握することが可能と考えております。

15 ページ目です。論点2の記載要領のポイントについて御説明いたします。まず、こちらは支援証明書の発行イメージです。次のページから記載要領に沿ってポイントを御説明いたします。

16 ページ目です。支援サイトの情報には、支援先のサイト名称、所在地、面積、申請者などを記載します。支援内容の欄には、支援する活動内容として、自然共生サイトや活動計画として認定された内容のうち、支援する内容がどういったものを記載します。次に、インプットは、金銭的支援の場合は金額を、非金銭的支援の場合はその内容を定量的に書いていただきます。アクティビティは、インプットを用いて実施した活動内容を定量的に記載しますが、申請時点でまだアクティビティを実施していない場合は、支援活用計画を提出してもらうこととしています。

17 ページ目です。支援実施日は、インプットを実施した日、または期間を記入します。ロジックモデルには、インプットからアウトカム、さらにはアウトカムに関連する GBF との関係性を記入してもらいます。

18 ページ目です。TNFD では、TNFD コアグローバル開示指標と GBF ターゲットとの関係性を次ページのように整理しております。つまり、行った支援によってここに記載のあるようなアウトカムが得られるのであれば、その支援は GBF のターゲットに寄与しているということとなり、TNFD 情報開示の根拠資料としてロジックモデルをうまく使っていただけるのではないかと、こちらの表は記載要領にも記載する予定です。

19 ページ目です。別紙の特記事項のポイントです。本紙で書切れない内容を、こちらに自由に書いていただけますが、特に※1の地方公共団体の計画における位置づけや、※2の支援者の本業との支援内容との関連については、次のページにこういう観点で記載すると、TNFD 活用の観点からも有効であるということを示しております。

20 ページ目です。※1の地方公共団体の計画における位置づけとしまして、支援がその地域の施策に沿った内容であるということが重要であるということで、地域戦略や連携増進活動実施計画等と整合が取れていると、地域にとって意味のある支援となりますし、さらにその内容がバリューチェーンに対してどのような機会創出、リスク低下をもたらすのか、支援先の地方

公共団体との計画を絡めながら、ロジックモデルを整理いただくことで、その支援が地方公共団体の意思や住民の長期的利益にどうつながるかを説明できるため、より充実したものになりますとお示ししています。※2のTNFDの活用にあたり参考となる考え方として、支援内容が自社のバリューチェーンに対して、どのような機会創出、リスク低減に資するのかといった観点からの分析が必要であって、自然共生サイトが機会創出に資するケースだけでなく、どのようなリスク低減に資するのかという説明を行うことが難しいといったことをお示ししています。また、プライオリティ・ロケーションに紐づく支援であれば、より効果的にTNFDに使っていただけるということもお示ししています。

21 ページ目です。次に、添付資料として求める資料、覚書と支援活用計画についてです。これは、例えば、小規模な団体、活動団体に大規模な金銭的支援が行われた場合などに、その支援をすぐに使い切ることができないので、何年かにわたって活動に使用するというケースが想定されます。そういった場合でも、途中で活動を放棄することなく、受けた支援をきちんと活用するという信頼性を担保し、トラブル回避のために、2者間で覚書を結んでもらうとするものです。さらに、受けた支援をどのように活用するかを示した支援活用計画を申請時の添付資料として提出いただくことを想定しております。

22 ページ目です。覚書のイメージです。

23 ページ目です。支援活用計画のイメージで、いつ、いくら、どのような用途で使うということに記載してもらうような簡単な様式を想定しております。

24 ページ目です。申請書の具体的な記載例のイメージです。この記載例では、TNFDの活用を意識して支援内容が最終的に自社の事業存続につながるような、インパクトパスウェイを意識したアウトカムの書き方となっております。

25 ページ目です。特記事項にも、本業と支援の関連や、地方公共団体の計画への関連が書いております。

26 ページ目です。論点3つ目の支援証明書の有効期間や更新・失効の考え方についてです。支援証明書の前提として、申請時点でのインプットの事実と、アクティビティに活用された、またはされることの実事、および、それらが活動計画に沿っていることを確認して発行するものです。その前提を踏まえ、ポイント①申請時点での支援を証明する性質のものとして、有効期間は設定しないことが妥当ではないかと考えております。これに伴い、更新・失効として取扱うことも想定しないのが妥当ではないかと考えております。次にポイント②で、ただし申請内容に偽りなど不法行為があった場合に、発行した支援証明書を取り消す取消規定は設けることといたします。ポイント③として、発行済みの支援証明書の記載内容更新は基本的には受付けませんが、社名変更など事務的なもので必要な場合は、当初発行日と再発行日を併記するような形で、無償で再発行可能とするという整理をしております。ポイント④として、支援を実施した後のモニタリングについては、支援者の支援目的や活用目的に応じて、両者の覚書に位置づけて行うことが望ましいとしています。例えば、TNFD等に活用を見据えている企業であれば、自身の支援が事業による負荷の低減や機会創出につながっているかを確認するために、成果の確認は必ず行うはずだと考えられますし、投融資においても同様に支援を用いて、それが適切に活動に使われているかを把握するということは一般的でございます。また、※の2つ目にありますように、活動区域の生物多様性の価値については、法律の認定制度の方で、活動実施者に対してモニタリングが定期的に求められる見込みであることから、作業の重複を避けるという意味でも、支援証明書制度側としては、モニタリングは必須としないということとしております。

27 ページ目、28 ページ目です。モニタリングの考え方を添付しております。28 ページ目の表にありますように、生物多様性の価値が維持されているかを確認するための基準というのが、1から9の価値ごとに整理されており、アウトカムを意識したモニタリングが求められていま

す。こちらは現状の法律が成立する前の資料でございますので、現状の自然共生サイトにおける考え方の資料となっております。

29 ページ目です。論点4の間接的な支援についてです。当初はパターン1のように、企業が直接活動実施者に支援するパターンを中心に考えておりましたが、ワーキンググループでの議論などを通じて、パターン2のような間接的な支援についても整理してまいりました。

30 ページ目です。間接的な支援については、支援者または非支援者が複数にわたるパターンが想定されるため、支援証明書発行時の留意点として、真ん中のような支援者が複数の場合であれば、過大評価にならないように複数のインプットが1つのアクティビティに活用されているということを明記したり、1番下のように、複数のサイトへの支援に広がっているものであれば、同様のロジックモデルになるような、例えば渡り鳥の保全活動のような場合は、一括申請を可能としたりするように整理をしております。

31 ページ目です。企業版ふるさと納税や基金などを経由した間接的な支援における発行条件や留意点を整理しております。事務局としましては、このような支援について、より多くの支援を促進するという観点から、支援を行った①の企業に対して、支援証明書を発行対象としたいと考えております。こうした場合でも、発行の前提となる考えは、直接的なパターンと変わらないと考えており、まずはインプットからアクティビティまでの資金の流れを証明できることが必要です。1つのインプットに対して、支援証明書の二重発行はせず、移転・分割を認めるものではないということと、発行した支援証明書の活用方法については、基本的に制限はしないということを前提としております。発行条件としては、間接的な寄付パターンで審査時に確認すべきポイントとして、インプットからアクティビティまでの資金の流れを確認できること、つまり最終的にどこの自然共生サイト、または活動計画に対する寄付であるかということ特定、確認できることが必要となります。具体的には、寄付の仕組みにおいて、寄付者側では、寄付時点で寄付金の使徒を自然共生サイトの活動に希望していただくということですが、経由者においては、寄付募集時点で寄付金を自然共生サイトに紐づける仕組みを構築してもらうといった方法によって、そうした確認が取れると考えております。また、資金の流れとして、経由者がその寄付を最終的に、自然共生サイトの活動に支出する、またはされたことがフィードバックされて確認できるようになっていることが必要です。これらのア、イを満たせば、①の企業に支援証明書を発行することができるのではないかと考えております。

32 ページ目です。考えられる懸念点もいくつかございますので、そちらも整理しております。間接的な支援では直接的な支援のパターンが少なくなる、また、企業と活動実施者の直接のつながりが弱くなるのではないかと懸念があります。次に企業版ふるさと納税を経由した支援の場合ですが、税額控除を目的とした寄付に偏り、人的・物的支援が減ってしまうのではないかと懸念があります。3点目として、経由者として想定される地方公共団体の負担が増大するという点が考えられます。これらの懸念点に対しまして、まず1点目については、直接的なつながりを持たない実施者に対しても、支援する機会を増やすことができる、その経由者として地方公共団体を挟むことで、信頼性があるオプションとして増やすことができるので、逆にこちらはメリットになるのではないかと考えております。2点目に対しては、令和5年度のモデル的試行のマッチング事例によりますと、支援側から提供可能な支援としては、人的・技術的なものが多く挙げられていた一方で、非支援者側からは、金銭的支援が受けたい支援として最も多く挙げられておりますので、こうしたニーズへの対応にもなると期待することができます。こうした間接的なパターンにつきまして、内閣府や地方公共団体にヒアリングを進めながら検討を進めております。

33 ページ目です。論点5の支援証明書を投資家に向けた情報開示に活用する際のポイントについてです。支援証明書制度の活用を広く呼びかけていくため、TNFDの情報開示等に活用する際のポイントについて、分かりやすくまとめて、企業のTNFDに関するリテラシーを向上させるような情報発信を検討しています。具体的には、各企業の中で支援証明書の必要性や活用方

法、意義について、経営陣に対する説明に使っていただけるようなものを想定しています。追加すべき内容や効果的な伝え方について、もしなにかございましたら、ぜひ御意見いただきたいと考えております。記載要領に留意点として載せている内容とも一部被りますが、1点目に支援内容、会社の事業、どのような機会創出やリスク低減の影響があるのかを説明することが望ましいとしています。2点目にミティゲーション・ヒエラルキーの考え方に則った支援のストーリーが重要であるということとしています。3点目にプライオリティ・ロケーションに基づく支援であれば、TNFDの根拠として効果的に活用ができる可能性があるということとしています。4点目にGBFターゲット等の国際目標への貢献を対外的に示していくことが、投資家からの評価につながるのではないかと考えています。5点目にレピュテーションリスクを回避するためにも、その支援を用いた活動内容や成果について、適切にコミュニケーションを取りながら把握しておくことが望ましいとしています。これらの点に留意して支援を行い、支援証明書を活用して事業内容と支援内容の関連性を説明することで、支援証明書が支援したという事実の証明だけに留まらず、投資家に向けた有効なアピールとしての効果が期待できるのではないかと考えております。

34 ページ目です。今後、自然共生サイトの関連情報をまとめたホームページを設ける予定ですので、参考で御紹介です。ここでは、発行された支援証明書情報一覧を公表するページを設けて、その後のモニタリング状況も掲載する形を考えております。支援後の適切なモニタリング把握もつながりますし、投資家等が簡易的にその情報を参照できるようにする予定でございます。

35 ページです。ホームページの中で支援者と非支援者をつなぐマッチングページを設ける予定としております。昨年度のモデル的試行では、事務局でマッチングを手配しておりましたが、今後の本格運用も見据えると、支援者・非支援者のマッチングは、ある程度自立的に行っていただく形を想定しております。

36 ページ目です。試行運用の概要ということで、今年度9月から実施するスケジュールを御説明いたします。

37 ページ目です。スケジュールは以下のとおりです。発行申請はオンラインで行います。既に支援実績があれば、申請受付開始後すぐに申請を行うことができます。まだ支援を行っていない企業の方につきましては、先ほど御紹介した支援者と非支援者のマッチングをするためのWebサイトを通じて、支援先を探して支援から始めていただくという流れを想定しております。検討会終了後、9月中旬から支援証明書交付の申請受付開始、それに伴い、オンライン説明会やマッチングサイトの公開を検討しています。その後、マッチングイベントなどでマッチングを促進しつつ、1月頃に申請受付を終了する予定です。2月以降、年度末にかけて支援証明書の発行を行い、試行運用全体の結果取りまとめを行い、ワーキンググループや検討会の場で、来年度からの本格運用に向けた課題の整理・検討について全体で図りたいと考えております。

38 ページ目です。支援証明書（試行版）の今回の発行に際して、発行可否の判断は、下記の事項に従って発行機関である環境省で基本的には行う予定です。判断に迷うポイントがもしあれば、適宜個別に相談することは想定しておりますが、先ほども述べたとおり、ワーキンググループと検討会に対しては、試行運用全体の結果について御報告させていただいて、来年度の本格運用に向けた課題改善について、御助言をいただければと思っております。

39 ページ目です。支援証明書（試行版）の取扱いについてです。今年度試行に参加いただくメリットは、本格運用に先立って証明書を取得できるという点や、立ち上がりの段階ですので、事務局との密な連携が可能であるという点などです。また、環境省が発行したものとしまして、TNFDやホームページ、IR資料への掲載など、自由に使っていただいて構わないと考えております。ただし、令和7年度の前半を目処に、本格運用を開始したいと考えておりますので、

本格運用が開始した際には、おおむね1年以内に切替えの申請をしていただくことを想定しております。

40 ページ目以降では、参考資料といたしまして、説明は割愛いたしますが、今年度第1回、第2回のワーキンググループの御意見を集約しております。

資料1の説明については以上でございます。

- 角谷座長 説明ありがとうございました。全体の議論に移る前に、ワーキンググループの座長である原口委員から、コメントをいただきたいと思います。原口委員、お願いできますでしょうか。

- 原口委員 はい、角谷さん、ありがとうございました。私の方からコメントいたします。ワーキンググループでは、グリーンファイナンスに関する実務に対応している金融機関の方、それから自然資本の評価の実務をされてきた方々と多角的な議論をいたしました。ここではインプットを証明範囲とするということにしました。これは金融投資の際も、例えば投資の時に結果が出てからお金を貸すということではなくて、結果が出る前にお金を出すということ、機関として判断しないとイケない。その時に何を見て判断するかというと、今回の場合であれば、ロジックがどれぐらいしっかりしているのか、インプット、アクティビティからアウトカムはどういうものを目指していくか。この確からしさを確認することで評価します。今回は、まずインプットを証明範囲とすることが、合理性があるだろうという判断になりました。

33 ページ目です。TNFDについて、様々に書いていただいています。これはパイロット段階で、手を挙げていただいた方の半分程度がTNFDへの活用に関心が高いということで、整理をいただいております。TNFDのレポートの中で、支援証明書の活動を使うというのは、深い理解がないと難しいと感じてはおります。一方で、関心が高いので、非常に表層的なレポートへの活用でグリーンウォッシュのようにならないように、注意をさせていただいております。今回のロジックモデルが、支援者と被支援者がお互いにネイチャーインテリジェンスを高めていくために非常に有効なツールになっていくのではないかと期待をしております。以上でございます。

- 角谷座長 はい、ありがとうございました。それでは全体の質疑、議論に移っていきたいと思います。事務局の方で論点6つに分けて整理していただきました。それを念頭に入れていただいて、ただいま説明いただいた内容全体に関わるもので構いませんので、御発言される方がいらっしゃいましたら、お知らせください。お願いいたします。いかがでしょうか。

- 佐藤委員 佐藤ですがよろしいでしょうか。

- 角谷座長 佐藤委員、よろしく願いいたします。

- 佐藤委員 神戸大学の佐藤です。新たに支援証明書のデザインを進めていただいて、大変分かりやすかったのですけれども、大きな変更点として、場に対する認証ではなく、活動に対する認証、そういう方向で進めていただいているのでしょうか。少し確認したいのですが、もともと30by30という目標を達成するための制度だったと思います。その30by30というのは、やはり国土の30%という、ある意味広さ、面積がキーになっていたと思います。そのため広さとか規模を一切記載項目に書かなくしてしまうということで、本来の30by30という目標と少し距離が出てしまうのではないかという心配もしております。その点について、規模を一切記載しないという方向については、どのような考えでそうされたのでしょうか。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

- 菊池室長補佐 表示していただいている支援証明書のイメージは、支援するサイトの情報にサイト名称や区分について記載されているのですが、そもそもの支援先のサイトの面積や詳細な情報については、自然共生サイト側で認定されている情報に基づくように、それがわかるように支援証明書には記載したいと考えております。そのため、面積情報について掲載していないように見えるかもしれないのですが、この様式のスペースを少し簡略化しているためです。面積情報等は参照できるようにする想定でございます。

- 角谷座長 ありがとうございます。次、森田委員から質問ということで伺っております。よろしくをお願いします。
- 森田委員 御説明ありがとうございます。支援証明書のことでお伺いさせていただきます。支援する側のインセンティブを高めることについて、それを考える際に、活動の面積もきちんと考える必要もあると思いますが、お金の規模も増やしていく必要があると思います。資金の規模によって、何か差別化を行うような議論はされましたでしょうか。支援証明書で大きな額を出したところには、+αの何かを与えるとかは議論にありましたでしょうか。それがないと、少額で少し活動をやっただけで支援証明書をもたらえて、貢献したと言える人の方が、よりメリットがあるような感じがしました。そのため、資金の規模や、先ほどの佐藤委員からの話にもあったような、支援した側の対策の取組み規模も考慮するのでしょうか。この点が支援証明書の説明を聞いていて気になりましたため、インセンティブという観点で、説明いただけるとありがたいです。
- 角谷座長 この点いかがでしょうか。
- 菊池室長補佐 御質問ありがとうございます。行った支援の金額の規模や、それに伴って実施される活動の規模についての違いは、今のところの議論では、差別化について考慮しておりませんでした。1つのインプットに対して、1つの支援証明書を出すというところをまず原則として、発行するというで考えておりました。
- 森田委員 はい、わかりました。支援する側の人たちに、このような証明書で大きな額を出そうと思えるかということを知りたいというところが良いと思いました。金融の関係者もいると思うので、そういう点も聞いてみたいと思います。
- 角谷座長 ありがとうございます。高川委員から質問があるということですので、お願いします。
- 高川委員 原口委員から、良いタイミングで手が挙がったのですが、補足ということではないでしょうか。
- 角谷座長 原口委員いかがですか。
- 原口委員 先程の御意見に対して、私の個人的な評価も含めてお話させていただきます。佐藤委員から OECM の認定サイトを支援する場合に、その面積の情報が分からないことについて、先ほども御説明であったとおり、TNFD の開示に使いたいという事業者さんからの関心が高い状況です。一方で、その貢献度合いがサイト全体への貢献ではない場合の方が多いと思います。一部の活動を支援する、具体的に認定サイトの維持、保全のために貢献するために一部資金なり、別の資源の支援を承認しますということが、面積が全体書いてありますと、それをもって当社はこれだけの保全に貢献しているというような感じに、悪用されてしまう可能性があります。一方で、面積のうち何割に貢献しているのか等の議論になってくるので、そういった技術的な混乱につながらないために、面積を載せない方が良いのではないかと思います。

また、森田委員の金銭的な規模について、現状、事業者が TNFD の開示に使いたいという意向はあるものの、本質的に自分たちの優先地域におけるネガティブインパクトを全て埋めるような規模での資源動員をする覚悟が決まっている企業はほぼないと考えます。そのため、皆さんが、少しずつこれを使えるだろうかというところからの試行になると思います。そのため、金額規模や投入したインプットの規模を差別化して見える化するよりは、本質的に自分たちの事業とのつながりの中で、当社であればこの程度の資源を使用しないと、埋めることにならないという、本質的な理解につなげていく中で、自然と金額規模が大きくなっていくという方が、良いのではないかと思います。ありがとうございます。
- 角谷座長 高川委員、よろしいですか。
- 高川委員 よろしくをお願いします。これだけ短時間で、これだけの設計ができたのは素晴らしいことですし、支援の輪が広がっていくのをすごく楽しみにしています。ただ、実際に導入するかについて、かなり細かいところで、まず質問できればと思います。資料の 29 ページと 30

ページで質問が3つあります。

1つ目がパターン1の場合、企業が支援する活動実施者が、自然共生サイトの土地所有者や管理者ではない場合もあると思います。そのような場合でも支援証明書を受取れるのでしょうか。

2つ目が30ページの支援証明書の対象について、地方自治体が作成する連携増進活動実施計画についても対象になると思います。その場合、1番下のパターンになると思います。場合によっては、その市町村の計画の中に複数の自然共生サイトが含まれることもあるかと思いますが、ただ企業が自治体を介さず、個々の自然共生サイトに寄付をしている、支援しているような場合は、どのように整理されるのでしょうか。

3つ目ですが、現在、現場の方々とやり取りをしていく中で、保全計画とモニタリング計画の策定やモニタリングを実施することが課題だと聞いております。計画作りやモニタリングの実施も支援と見なされるのでしょうか。以上です。

- 角谷座長 はい、3点ですね。事務局、いかがでしょうか。
- 菊池室長補佐 ありがとうございます。1つ目について、パターン1の場合、活動実施者が自然共生サイトの土地所有者や管理者ではなく、その場で活動を行っている方に対する支援証明書が受けられるかという御質問と理解しています。そのケースは支援証明書を発行できると考えております。そもそも支援証明書の発行対象は、環境省が自然共生サイトとして申請する際に、土地の所有者や管理者と同意を得て、自然共生サイトとして認定を受けていただきます。そうした認定を受けた活動実施者の方であれば、発行が可能と考えております。
- 高橋室長補佐 今のところ、少しだけ補足させていただきます。増進法について、施行に向けた準備を行っているところですけれども、その中でも、活動の実施体制を書いて提出いただくような形としております。そのため、最低限その中に名前がある方に対する支援、ということ想定しています。申請したものが勝ちになってしまうような懸念があるので、自然共生サイトに紐づく支援であることがきちんと確認できるように、整理をしていきたいと考えています。

2つ目の御質問で、連携実施計画の場合に、地方公共団体を介さずに、直接活動実施者に支援を行った場合に、支援証明書の発行対象はどうするのかという御質問と認識しております。その場合、パターン1の形で、直接活動実施者に対して支援されたということで、支援証明書の発行対象になることとしております。

- 菊池室長補佐 3点目は、モニタリングの計画づくりや、そのモニタリングの実施に対する支援も発行対象かという点について、自然共生サイトの持つ生物多様性の価値の維持に資する支援であれば、支援証明書の発行対象になり得ると考えてございます。以上でございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。高川委員、よろしいですかね。
- 高川委員 2点目について、ダブルカウントしないかどうかという趣旨の質問だったので、また検討いただければと思います。よろしくをお願いします。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。そうしましたら、土屋委員から御発言ということで、お願いいたします。
- 土屋委員 土屋と申します。よろしくをお願いいたします。私からは、支援証明書のイメージの件で2点お尋ねさせていただきます。スライドの15ページの1番下に特記事項があります。13ページの説明では、証明の対象外ということだと思っておりますけれども、支援証明書の1枚の様式の中に、1番下に特記事項があると、これもあたかも証明をしているように見えると思いましたが、こちらについて教えていただきたいです。

また、24ページに申請書のロジックモデルの記載例がありますが、アウトカムに「自社の該当地域における事業存続に貢献」とありますけれども、本業との関連という意味では、認定の対象外で、特記事項に書くべき内容とも思いました。その辺りについて教えてください。

- 角谷座長 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

- 菊池室長補佐 御質問、御意見ありがとうございます。まず一つ目の御意見にございました、発行イメージの中に特記事項があるため、支援証明書の証明範囲外の内容があたかも証明されているように見える点について、今後記載方法について、工夫をしていきたいと考えております。

また、24ページの記載例で、「自社の該当地域における事業存続に貢献」と書いてあることについて、価値に関する記載までのアウトカムについては、必ず書いていただきたいですが、自社の事業存続に貢献という矢印は、必ずしも全ての申請者が書けるわけではないと考えており、任意の特記事項にありますような内容を書けるのであれば、このように書いていただいても構わないということを示しております。

- 角谷座長 ありがとうございます。酒向委員から御発言をお願いいたします。
- 酒向委員 6月にこの分野に着任しましたので、少し理解不足のところもあるかと思いますが、ご容赦いただき、いくつか質問させていただければと思います。1つ目について、まず9月から試行を始めるということですが、既にこういった分野に御関心のある企業さんと接触されて、やり取りが具体的に始められているかどうかということ伺いたしたいと思います。経団連自然保護協議会の会員の企業の方々にも、本日の資料にある情報を会員にお知らせしていないので、企業の皆さんがどのように受取られているかということも、把握したいと思ひ、伺いたいです。

2つ目について、今回、自然共生サイト以外にも、増進活動促進法に基づく活動への支援についても対象ということで、概念図として7ページに書いてあり、回復や創出という、今悪い状態から良い状態にするという活動も対象範囲とされるものと思いますが、今回の法律の細目の中で何をもって回復とするか、創出とするかということについて、まだ大きな方針が出ていないと思っております。増進活動促進法の対象となるのかも明確ではないですし、細目がわからない中で、24ページのような形で、インプットやアクティビティ、アウトプットアウトのそれぞれを何をもって書くのか、と思っております。そのような状況で、試行を開始できるのかどうか確認させていただければと思います。増進法の方は、試行の対象外ということで、自然共生サイトの方だけということで、理解していればよろしいのでしょうか。

3つ目について、24ページに、TNFDに活用することを想定した記載とあります。私の知識不足で申し訳ないのですが、活用することを想定した記載例と、TNFDに活用することを想定していない記載例があったとすると、TNFDに活用することを想定するためには、アウトカムの中の自社の該当地域における事業存続に貢献というところを書かなければいけないということでしょうか。TNFDに活用することを想定したというところの中身を教えていただければと思います。

最後でございますが、30ページについて、基本的に複数のパターンに、複数の寄付者が1つの基金にお金を入れて、それが1つの共生サイトの資源にされるというものと、一方で、パターン2(3)について、支援する企業が1つで、基金を通じて複数の共生サイトに支援するといった場合のみが想定されているということで、理解すれば宜しいでしょうか。

- 角谷座長 御質問4点ですね。事務局、いかがでしょうか。
- 菊池室長補佐 はい、ありがとうございます。質問・御意見4点あったかと思ひますので、順番に御説明させていただきます。まず1つ目、9月から試行運用を開始するにあたって、具体の企業等と接触を開始しているかという御質問について、実際はまだお知らせはしていない状況です。本日の検討会の結果を踏まえて、行ってまいりたいと考えております。30by30アライアンスのメールマガジンのメンバーや、あとは令和5年度モデル的試行に御参加いただいた個別の企業にもお知らせしたいと思っております。あとは、J-GBFのお知らせを通じて、試行運用開始の情報について広げていければと考えておまして、そういった意味では、経団連自然保護協議会のメンバーの皆様にもお知らせいただけますと大変幸いです。

2つ目の御質問について、新法に基づく支援について、回復や創出の基準は、御指摘のとおり、法律の方でまだ検討中の段階でございます。そのため、今年度の試行運用については、まだ試行ということもありまして、次年度に向けてそういった事例がもしございましたら、個別に相談しながら検討していきたいと考えております。

3つ目について、24ページのTNFDに活用を想定した記載例について、TNFDの活用においては、やはり支援であればどこでも良いというわけではなく、行った支援が、実際に支援者たる企業が負荷をかけている生物多様性に対する支援や機会創出にどういった貢献がなされているか、それを企業自身が認識をして、リスク軽減に資することができるかということ、定量的に、ロジカルに説明をいただくことが必要となってまいります。

4つ目の御質問について、間接的な支援のパターンで複数の企業が1つの箇所支援する場合と、2つの企業が複数の箇所に支援する場合がございますし、複数対複数のような支援のパターンも当然考えられるかと思っておりますので、現時点で想定できるものとしては、そういったことになるかなと思います。試行運用を通じて、間接的なパターンで何か注意することがあれば、課題として抽出していきたいと考えております。ありがとうございます。

- 角谷座長 ありがとうございます。原口委員から追加のコメントということで伺っております。お願いいたします。
- 原口委員 ありがとうございます。今の御質問について、追加のコメントをさせていただきます。TNFDに資するようなロジックモデルの要件を踏まえたものを明示はしているわけですが、TNFD自体は、事業会社側が自社の自然関連のリスクについて報告し、それを投資家が見て、その事業会社の企業価値向上にどれくらい繋がるかを読解けるよう開示をするためのツールです。そのため、本業のリスクや、リスクに直接的に関係しないような自然再生への支援といったものを中心としたレポートは、あまりふさわしくないということになっています。実際、予想はしていましたが、過去の社会貢献的な保全活動やビオトープ保全活動といったものを、自称TNFDレポートに掲載したものが散見されました。投資家の方から見て、何の情報かわからないといったことが起きないように、この支援証明書制度でロジックモデルを作ってくださいということです。例示ですので、これを真似すればTNFDレポートに書けるというわけではないですが、支援証明書制度を使っている企業が、TNFDに取組みを生かしていただけないかということで提示をしているものでございます。
- 酒向委員 ありがとうございます。よくわかりました。
- 角谷座長 ありがとうございます。そうしましたら、順番に戻りまして、後藤委員から御発言ということで伺っております。お願いいたします。
- 後藤委員 ありがとうございます。今回はワーキンググループの議論も、内容等についても非常によく考えられていると思っております。そういう意味では、今回ロジックモデルを記載することは、非常に良いことと思っております。ぜひこの方向で進めていただきたいと思います。

それに関して、2点、どのような議論があったかも含めて教えていただければというのがあります。まず、30by30の国の目標に関して、達成の見通しとして、今回、全く面積が出てこないです。どうなのかということも含めて、教えていただきたい。

それからロジックモデルに関して、途中で変更があるかと思うのですが、そういう場合の取扱いは何か考えられているのでしょうか。特に制度を複雑にする意図はないのですが、いろんな方々の参考になるという意味でも、ロジックモデルというのが途中で変わっていくのもありかと思っております。

それから、TNFDに寄せるということで、特に大企業等の影響の大きい企業になるかと思いますが、そういうところが取組む意義を感じてやってくれるのは、非常に良いことと思っております。そのため、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方をしっかり出しているのか、プライオリティ・ロケーションの話をきちんと書いていただいているのは、非常に良いと

ころかなと思っています。そこで1点御質問というか、またこれもどういふ議論があつたのかなといふところも含めて教えていただきたいことがあります。ミティゲーション・ヒエラルキーに関して、33ページに、「回避・削減・回復・再生の4つのアクションを、順を追って実行する必要がある」とあります。これによつて書かれていると、よく理解できます。今後、いろいろな制度設計がされたり、具体的に法律ができたりすると思いますが、オフセットに関してどういふような議論があつたのか教えていただきたいと思ひます。最初からオフセット目的といふのは、当然、順番としても避けるところだといふ認識はあるのですけれども、企業によつては、オフセット的なものを持ちみたいといふ考え方もあろうかと思ひます。その点、どのような議論があつたか教えていただければと思ひます。以上、2点お願いいたします。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局から、ただいまのご指摘について、回答お願いできるでしょうか。
- 菊池室長補佐 まず2点目から回答させていただきます。ロジックモデルに変更があつた場合の取扱いについて、どのような議論があつたかということですが、現状では有効期間でも説明したとおり、記載内容に係る変更といふのは受け付けないということで考えておりました。そのため、ロジックモデルも変更があれば、内容の本質的なものを変つていっているものとして、改めて支援証明書の申請をし直していただくということで考えてございました。

3点目のオフセットに対する考え方ですけれども、この検討会・ワーキンググループの中では、オフセットについての議論といふのは、特段してきていない状況でございます。
- 高橋室長補佐 オフセットの件について、令和4年度の検討会において、30by30については、まずはオフセットというよりは支援証明書制度について検討を進めていきたいと思いますという方向性が出ておりました。一方で、その後は国際的にもいろいろな動きがあつて、最近では生物多様性クレジットについてイギリスが筆頭になつて国際パネルを立ち上げていたりするところですので、こちらとしても情報収集を進めていっているところです。支援証明書をクレジットやオフセットに活用するといふところまではすぐには進めないと思ひますが、検討するための事例の蓄積にもなると考えております。別途、今後の検討の方向性についても、引続き相談していくことになろうと思ひます。お答えがクリアでなくて申し訳ありません。
- 小林課長補佐 1点目の30by30目標の達成についても、御質問いただいたと伺つていまして、それについて回答します。3by30の30%目標に関しては、3by30ロードマップなどで、国立公園といった保護地域の拡充、そしてOECMの設定といふ、大きくこの2本柱で進めていくとしております。このOECMに関しては、今回議論になつていっている企業や地域の方々、民間の取組み、現行で言つて自然共生サイト、来年からでは増進法に基づく活動計画、そういふところの部分と、もう1つは国が管理されているような森林や河川を考えております。そのように総合的に、保護地域の拡充とOECMの設定といふのを2030年までに進めていくことで、トータルで30%面積的に達成していきたいと思ひます。民間企業や地域の方々が取組んでいる活動の継続性、それから質の向上といふ観点で、この支援証明書制度を使うことで、高めていきたいと思ひます。そのため、30%を達成する面積だけではなく、質の部分を見ていく中でも、この支援証明書制度は、すごく重要になってくると感じております。以上です。
- 角谷座長 はい、ありがとうございました。ワーキングの原口委員から補足ということでご伺つております。お願いできますでしょうか。
- 原口座長 ロジックモデルについて、資料では一例しか載つておりませんが、ワーキンググループの中では、実際に申請される方がロジックモデルを作成するときに、もう少し詳しいマニュアルがないと難しいのではないかといふ議論がありあました。昨年度は、レベル感がまちまちで、非常に理解度が高いものから、そうでないものまでありました。冒頭申上げたように、お金の出し手の方から見て、アウトカムが期待できるようなロジックモデルをしっかり考えて書込んでいただくためのガイダンスは必要だろうといふ意見が出ました。そういふものが今後出ることを期待したいと思ひます。

後藤さんからのオフセット意見が出ました。イギリスの動きもあって関心が高いところではありますが、今回の委員の中にも、日本国内でのミティゲーションとか生物多様性オフセットの研究に携わってきた方々がおりました。OECMと支援証明書だけの生物多様性オフセットというメカニズムを作るとするのは非常に難しいです。公共事業を含めた環境影響評価制度そのものを変えていかないと、この制度だけオフセットというわけにいかないと思います。そういう意味でワーキンググループの中ではオフセットを前提にした議論はしなかったということでございます。

- 後藤委員 ありがとうございます。ロジックモデルのレベル感について、確かに整理が必要だと私も思いました。少し関連して私から質問ですが、例えばアクティビティとアウトプットの因果関係というのは必ずしも現時点では分からないというケースも結構あると思います。例えばアクティビティにいくつかのやり方をトライして、その結果、少し順応的にロジックモデルに入れるようなことも想定されるような議論だったのでしょうか。
- 原口委員 まずは、こういったロジックモデルを前提にした 支援者と被支援者の議論というのが、過去ありませんでした。例えばその社会貢献的に今まで自然保護活動の支援をした企業も、保全活動している組織と、こういった共通の目線で、おそらく議論したことはないと思います。そのため、うまくいった場合もありますし、お金を使ったけれど、あまり結果が出なかったとか、結局そのインプットとして、社員ボランティア何人行きましたというくらいしか成果報告として出せない、そういうのが実態だったと思います。まずは仮説として、過去の事例をもとに、それをなるべく調べた上で、インプット、アクティビティをすることで、こういうアウトプットが出ると、いろんな論拠を持つことが必要だと思います。実際に行ってみて、順応的に、予想より上手くいったとか、あまり上手くいかなかった等、考察をしていくこと自体が、支援者と被支援者のネイチャーインテリジェンスを高めていきます。これが、TNFDにおいても、ネイチャーインテリジェンスを全てのステークホルダーによって、どう上げていくかというのが重要な課題であります。良い事例が出てきて、積み重ねることによる経験値の共有もこのメカニズムの中で、全国でできるというのが理想の姿ではないかと考えています。
- 後藤委員 ありがとうございます。よく理解できました。
- 角谷座長 そうしましたら、高川委員から御意見ということで伺っております。お願いしてもよろしいですか。
- 高川委員 はい、よろしく申し上げます。それでは、意見3つ述べさせていただきます。1つ目が29ページと30ページに、様々なパターンを想定されていると思いますが、令和6年度から施行されるときに、1月の締切りまでに、なるべく多くのパターンが網羅されるよう、環境省からも参加や申請を呼びかけていただくのが大事だと思います。これが意見の1つ目です。  
2つ目の意見が、支援証明書を取得するときの技術支援についてです。今更の意見なのですが、一定程度の制約を少し設けた方が良いのではないかと思います。日本自然保護協会にも様々な企業から、自社の技術を活かしたいという申し出をいただいています。しかしこの調整に非常に手間がかかります。実際に現場の支援に結びつくところまでに大変苦労があり、至らないということもあります。そのため、例えば、資金や物的支援を伴った技術支援に発行を限定しますとされた方が良いと思いました。特にマッチングをする上では、そうした方がいいのではないかと思います。  
最後3つ目ですが、ウォッシュへの対応についてです。既に、ウォッシュに自然共生サイトを利用するという例が出つつあります。自然環境を大規模に開発して、一部を自然共生サイトにするとか、自然共生サイトを支援するという例が出つつありますので、何かそこに対策が必要かと思えます。支援証明書の審査でそれを察知するというのは難しいと思いますが、支援証明書の申請の手引き等に大前提として、地域全体においてネットポジティブになることが前提の制度だというような形で、強く打出していただくのが良いと思います。以上です。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。御意見ということですが、事務局いかがでしょうか。
- 菊池室長補佐 御意見ありがとうございます。1つ目の意見でございました、間接的な様々なパターンが網羅されるように、試行運用においては、あらゆるパターンが出てくるように取組みたいと思います。  
2つ目にございました、技術的支援を受ける際の一定の制限という話ですが、令和5年度のモデル的試行で得られた知見も踏まえて、混乱が少ないように対応したいと思います。
- 3つ目の御意見でありました、ウォッシュへの対応というところに関しても、論点の5番目で示したポイントにつきまして、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方が大事であり、全体としてポジティブにしていくということが、より伝わるような書き方をしていきたいと思ます。ありがとうございます。
- 角谷座長 2番目の点については、ロジックモデルをきちんと考えなさいというところが、制約として働くのではないかと思います。そうしましたら、土屋委員から御意見ということで、お願いいたします。
- 土屋委員 ありがとうございます。名古屋市の土屋です。32ページに、間接的な支援の懸念点として、地方公共団体の負担が増大するというように、わざわざ書いていただきました。確かに31ページにあるような発行条件を満たそうと思うと、歳入歳出の予算をあらかじめ構えたり、補助金にするのであればその要項を作成する必要があったり、あるいは場合によっては基金を活用するため、条例を改定しなければいけない場合も出てくるのではないかと思います。もちろん事務料も負担も増えると思うのですが、時間もかかりそうだなと思ましたので、その辺りを御考慮いただいて、引続き意見交換させていただきながら、制度を作っていただければと思っています。以上です。
- 角谷座長 ありがとうございます。現時点で何か、回答等ありましたら、事務局いかがでしょうか。
- 菊池室長補佐 はい、ありがとうございます。間接的な支援につきましては、地方公共団体の方へ、実際の負担感やどのような準備が必要かということ、丁寧にヒアリングして検討していきたいと考えております。御意見ありがとうございます。
- 角谷座長 ありがとうございます。活発な御議論ありがとうございます。ワーキンググループを通じて、それから事務局で具体化していただいた支援証明書の設計は、かなり試行運用に向けて、方向性が確認されたかなと思います。一方で、ロジックモデルの具体的にどのレベルで記載していくかについて、試行運用を通じて、課題の洗出しや対応を考えていくところもあると思いますけれども、いくつか考えるべきポイントも出てきたかなと思います。議論いただいてありがとうございます。

(2) その他インセンティブ施策の検討状況について

- 角谷座長 時間もありますので、議事を次に進めたいと思います。議事の2点目として、「その他インセンティブ施策の検討状況について」、事務局から資料の説明をお願いします。
- 菊池室長補佐 はい。続きまして、資料2に基づき説明をさせていただきます。本日は、支援証明書以外の、有識者マッチングおよび補助金・助成金の活用について、3月に報告したその後の状況について、報告させていただきます。  
2ページについて、まず有識者マッチングについてですが、増進法に基づく活動計画の認定前後の支援という形で、適切な有識者を紹介する制度を検討しているところです。令和6度は令和7年度からの本格運用に向けた課題の洗出しを目的とし、認定申請を検討している団体等に対して有識者マッチングの試行および派遣を行っております。こうしたマッチングの試行実績を蓄積して派遣する有識者向けのガイドラインを整備、本制度に今後御協力い

ただける有識者リストの一覧を整理することについて、地方環境事務所や都道府県の情報提供に御協力いただきながら、整理を進めているところでございます。

3 ページについて、有識者の派遣につきまして、資料に記載の6カ所で調整中でございます。試行的に派遣を行った後は、ヒアリングを個別に行い、申請者側等で準備すべき、事前準備リストや、ガイドライン等、今後の本格化に向けた準備を進めているところでございます。有識者マッチング制度については以上でございます。

4 ページについて、補助金・助成金の活用ということで、環境省の生物多様性保全推進支援事業についてです。より柔軟に活用いただけるように、改正を行っております。令和5年度からは、企業版ふるさと納税制度の拡大ということで、地方公共団体の裏負担に、企業版ふるさと納税制度を活用いただけることが可能となりました。令和6年度は、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動についても、交付対象として行いました。さらに、令和7年度に向けて、増進法の4月からの施行に合わせて、認定活動の加速化、活動の実装化に向けて、より活用いただきやすいものとなるように、予算拡充や交付対象事業の見直しも行う予定です。

5 ページについて、既存の補助金・税制の活用について、これまでの検討会で国以外の助成金の御紹介も支援の1つではないかという御意見をいただいております。令和5年度名古屋市の土屋委員に代表で委員として入っていただいている、生物多様性自治体ネットワーク様に御協力をいただきまして、各地方自治体の既存の補助金、地方税の免税制度、自然環境の保全に資する制度を取りまとめて、公表いただきました。今年度の7月に環境省のホームページの中で記載したところでございますが、御紹介したようなポータルサイトにも情報を掲載する等して広くお知らせしていきたいと考えております。その他インセンティブ施策の検討状況について、説明は以上でございます。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。主に報告に近い内容と思いますけれども、ただいまの説明について御質問等ございましたらお願いしたいと思います。高川委員、お願いいたします。
- 高川委員 失礼いたします。様々な御検討をいただいて本当にありがとうございます。特に補助金・助成金の全国の各地方自治体での活用事例をまとめられたのは、非常に意義が高いと思います。これまでバラバラだった情報が本当によくまとめられていると感じました。ただこれについて、現状ではとても知名度が低いものですから、是非活用を進めていただければと思います。特に、生物多様性自治体ネットワークに御協力いただいて、広報されたり、場合によっては、いくつか自治体に御協力いただいて、事例の説明会を開いたりすると、非常に効果的かと思えます。以上です。ありがとうございます。
- 角谷座長 事務局、何かございますか。
- 菊池室長補佐 御意見ありがとうございます。まずは補助金一覧を取りまとめたところでございますので、今後は事例収集などを通じて、情報発信に努めたいと思います。ありがとうございます。
- 角谷座長 後藤委員から御質問ということでお伺いしました。
- 後藤委員 この制度に関して、土地利用の制度と密接に関係するところがあると思っています。例えば、都市計画法等、いろいろなところで法的な義務があると思います。そのような法的な義務がある土地における活動というのは、どのような取扱いになっているのでしょうか。
- 角谷座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。ご回答可能でしょうか。
- 菊池室長補佐 質問の意味を再度確認させていただきたいのですが、土地利用制度と自然共生サイトとの関係性についてでしょうか。
- 後藤委員 そうですね。例えば、環境施設のパーセンテージが決められているようなケース等、法的に求められていることに対して、この制度は適用できるのでしょうか。おそらく補助金の活用だけではなくて、いろいろな制度を使うことによって、こういう制度を増やしていけ

ればと思っています。先ほどのオフセット的な観点からウォッシュの懸念とかも出されておりましたけれど、どのように取扱えるのかをお伺いしたかったです。

- 角谷座長 事務局いかがでしょうか。
- 高橋室長補佐 ありがとうございます。自然共生サイトの設定についてでしょうか、それとも補助金の適用対象についての御質問でしょうか。
- 後藤委員 サイトの設定についてです。
- 小林課長補佐 私から回答します。サイトの設定にあたり、後藤先生もよく御存知いただいている通り、1つの土地に対していろいろな法制度の区域が重なるのは、よくあるパターンです。自然共生サイトの申請をいただくときに、例えば河川区域と重複している場合は、その河川管理者と調整いただいて、問題ないか確認いただいたりしております。それぞれの法に違反しないような形で自然共生サイトを設定しております。自然共生サイトに設定されるからといって、そこにある1つの土地に対していろいろなエリアとして重なっているものの権限や規制を外せるといったことではなく、その範囲の中で、重なっている場合は管理者との調整を行うことで、スムーズな維持管理や活動がなされるような調整はさせていただいているところで、御質問の意図を取違えていたら申し訳ないですが、そういった形で回答いたします。
- 角谷座長 他に御質問、御意見など、議事についていかがでしょうか。よろしいですかね。

### 3. 閉会

- 角谷座長 はい、それでは本日は活発にご議論いただきありがとうございました。時間の都合で、今思いつかなかったことでも、後ほど発言すべき内容だったというようなことが出てきた場合には、検討会後にも事務局宛にメール等でいただければと思います。それでは進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。
- 事務局・玉谷 本日は貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございました。最後に、自然環境計画課の番匠課長に御挨拶いただきます。
- 番匠課長 自然環境計画課長の番匠です。本日は様々に議論いただきまして、ありがとうございます。自然共生サイトの取り組みについても順調に企業、団体、多くの方々の関心をいただいて、我々の想定以上に申請をいただいて進んでおります。それに付随する形で、支援証明書の制度を検討してきているわけですが、地域の生物多様性の増進、さらには、企業の環境価値向上が両立できると良いと思っています。そうしたことを目指して、なるべく良い制度を作っていきたいと思っています。また、様々な他のインセンティブ施策についても、令和7年度の法施行に向けて、予算要求等の作業をしております。そうした中で、法施行の良いタイミングですので、こういった時期を捉えて、さらに取り組みが前に進めるように頑張っていきたいと思っておりますので、引き続き、委員の先生方のご支援をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。
- 事務局・玉谷 本日の議事録につきましては、作成し、委員の皆様にご確認後、本日の資料を掲載している環境省ホームページにて公開することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。改めまして、委員の皆様につきましては貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴の皆様にご参加いただき、ありがとうございました。それでは、これもちまして、令和6年度 第1回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会を閉会させていただきます。ありがとうございました。